

フランスにおける県産品の販路拡大支援・魅力発信事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

フランスにおける県産品の販路拡大支援・魅力発信事業業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

パリで開催される「SIAL Paris」は100か国以上から7,000社以上の企業が自社商品を出展する欧州最大規模の国際総合食品見本市で、多くのバイヤーとの商談が期待できます（想定来場者数31万人）。

そこで、三重県と県内事業者が連携し、本見本市内のジャパンパビリオン（ジェットロが設置）に出展するとともに、見本市関連のプロモーションイベントに参加することで、県産品の欧州における販路拡大及び効果的な魅力発信を支援します。

4 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

5 委託業務の内容

(1) 見本市「SIAL Paris 2024」出展及びプロモーションイベント参加に係る運営

【見本市「SIAL Paris 2024」概要】

会期：令和6年10月19日（土）～10月23日（水）10:00～18:30

会場：Paris Nord Villepinte（フランス・パリ郊外）

ホール4（食品）、ホール5C（飲料）

主催：Comexposium

来場者数見込：31万人

内容：・会場内にジェットロが設置するジャパンパビリオンに出展（1小間9㎡）

・三重県ブースは食品1小間2社、飲料1小間1社（計2小間3社）

※出店者募集は県で行います。

※ジェットロによる出展決定は6月下旬のため、小間数が変更となる可能性があります。

※SIAL Parisの詳細はジェットロホームページよりご覧ください。

<https://www.jetro.go.jp/events/afb/da60550e76c1885e.html>

【プロモーションイベント概要】

会期：見本市「SIAL Paris 2024」会期中のうち1日（21日予定）、見本市終了後の夜2時間程度の予定

会場：SIAL Paris 会場内

予定来場者：見本市参加バイヤー、現地メディア等 200人程度

内容：・見本市のプロモーションイベントへ参加（参加希望の都道府県と共同出展、1自治体あたりテーブル1台分程度のスペース）
・三重県ブースでは三重の日本酒の試飲や、見本市出展商品及び松阪牛の試食を行い、提供時に四日市萬古焼等県内伝統工芸品の酒器・器を使用し、県産品の魅力を発信する予定

※主催者により詳細検討中のため、三重県ブースの実施内容は公告時点の予定です。

①連絡調整、出展事業者のサポート

- ・ ジェトロ等の関係機関や出展事業者との連絡等（ジェトロ等や出展事業者との連絡調整、出展事業者の提出書類のとりまとめ、ジェトロ等への提出書類作成及び提出、出展事業者への書類配布等）を行うこと。
- ・ 輸出に必要な書類作成のアドバイスを行うなど、出展事業者の輸出手続きのサポートを行うこと。

②輸送の手配

- ・ 出展商品については、日本国内で一括して集積した後、フランスへの輸送、見本市終了までの保管管理を行うこと。
- ・ 輸送及び保管中は、商品の品質管理を徹底のうえ、必要な期日までに適切に輸送できるよう物流業者と連携すること。
- ・ 物流業者と連携し、フランス語のラベル表示等、出展事業者がフランスへ確実に商品を輸出できるよう、必要な対応を行うこと。
- ・ 見本市終了後、余った出展商品等について、日本へ輸送できるものは返送し、輸送できないものは現地で処分するなど、適切に処理すること。

③通訳等の手配

- ・ 会期中は三重県ブースに業務責任者が常駐し、商談や県産品PRのフォローを行うこと。
- ・ 商談対応可能な能力を有する日仏通訳者を次のとおり開催中常駐させるよう手配すること。
[見本市] 各小間1名以上
[プロモーションイベント] 1名以上
- ・ 日仏通訳者には、出展商品、出展者、商談等の必要な情報を事前レクチャーすること。

④PRツールの作成

- ・ より効果的・効率的な出展とするため、商品や出展事業者等についてのフランス語でのPRツールを作成するとともに、県及び出展者が使用可能なPRツールについては、別途利用ができるようにデータ提供を行うこと。
- ・ 過去に県で作成したPRツール（日本酒に関する動画）のデータを活用すること。※今回の出展商品と一致しない場合は、この限りではありません。

⑤プロモーションイベントに係る準備

- ・ 試食・試飲に必要な消耗品（調理器具・試食用品等）を準備するとともに、当日は調理スタッフを配置するとともに、試食・試飲対応を行うこと。ただし、主催者によりイベント詳細を検討中のため、調理スタッフの役割や試食・試飲方法などは、後日、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 調理スタッフは、フランスでの試食・試飲の提供に必要な許可または届出がなされていること。
- ・ 三重の魅力をより効果的に発信できるよう、出展商品に加え、県産食材や、試食・試飲用食器として伝統工芸品等を手配すること。なお、想定する県産食材、伝統工芸品等は次のとおり。

〔県産食材〕 見本市出展者の日本酒・食品、松阪牛 10kg

〔伝統工芸品等〕 お猪口 150 人分（配布用）、器等（盛り付け用）

⑥会場設営

- ・ 会場設営や撤去等については、ジェトロ等と調整のうえ、会場のルールに従い進めること。
- ・ 見本市及びプロモーションイベントの各会場の設営については、出展に必要な什器等を手配し、三重県らしさを備えた統一感のある装飾デザインにするとともに、社名表示板等、フランス語での必要な案内を行うこと。ただし、主催者によりイベント詳細を検討中のため、必要な内容や数量などは、後日、県と協議のうえ決定すること。

⑦事前説明会の実施

- ・ 出展までの流れや当日の動きなどについて、出展事業者向けに事前説明会を開催すること。

⑧アンケートの実施

- ・ 見本市及びプロモーションイベントについて、出展事業者に実施内容及び効果に関するアンケートを実施すること。
- ・ 可能な範囲でバイヤーなどの来場者にもヒアリングを行うこと。
- ・ アンケート回答内容及びヒアリング内容を整理、分析し、県に報告すること。

⑨その他の支援

- ・ 海外に向けた販路開拓及びブランド価値向上をより効果的・効率的に行うため、実施可能な支援を行うこと。

- ・ 出展事業者等からの問い合わせや相談等については、電話やメール等により速やかに対応すること。

(2) 事業実施報告書の作成

委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載すること。

6 成果品

事業完了後、事業実施報告書（1部）及びその内容を記録した電子データを令和7年2月28日（金）までに、県産品振興課に提出すること。

7 納入場所

三重県 雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班

8 対象経費

対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

<想定される対象経費>

- ・ 見本市「SIAL Paris 2024」出展料（2小間：60万円）
- ・ 関係機関や出展事業者との連絡調整や対応にかかる費用
- ・ 運営スタッフの人件費及び旅費
- ・ 通訳の配置にかかる費用、人件費及び旅費
- ・ 輸送、保管及び処分にかかる費用
- ・ PRツール作成費
- ・ 調理スタッフの配置に係る費用、人件費及び旅費
- ・ 試食・試飲対応にかかる費用
- ・ プロモーションイベントで使用する出展商品や県産食材、伝統工芸品等の購入費
- ・ 備品レンタル費、消耗品購入費
（ジェットロ等により、見本市では社名表示板・鍵付き展示台1・商談用テーブル1及び椅子3・電源500w1・ゴミ箱1、プロモーションイベントではテーブル1・ディスプレイ1・HDMIケーブル1・電源1は用意される予定。）
- ・ 会場設営及び撤去にかかる費用
- ・ ブース装飾費
- ・ 各会場で使用する光熱水費
- ・ 事前研修会の実施にかかる費用
- ・ アンケート等の実施にかかる費用 など

※県職員及び出展事業者の渡航費については、各自負担する。

9 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、三重県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 委託料の支払い方法及び支払時期

委託料の支払は、本業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。なお、支払先は日本国内の銀行等の口座に限ります。

12 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締

結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

15 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

16 その他、受託上の留意点

- 出展小間数やプロモーションイベントの実施内容により、契約変更となる可能性があることに留意すること。
- 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定に準じるものとする。
- 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うこと。
- 業務遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとする。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることに留意すること。
- 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- 社会情勢の変化により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する可能性があることに留意すること。

17 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班 担当 田上、山本

TEL : 059-224-2336 FAX:059-224-3024 E-mail : export@pref.mie.lg.jp